公開用

令和8年度第1回地域福祉推進委員会会議録

日　時	令和8年　9月3日(木)午前10時00分～午前11時45分
場　所	宇治市産業会館　1階　多目的ホール
参加者	委　　員　：　加藤委員長、岡野委員、桝田委員、林委員、武藤委員、迫委員、 菊池委員、田實委員、原委員、海老名委員、小牧委員、山上委員、 西委員、緒方委員、岩下委員、吉田委員、西本委員、手塚委員 瀧本委員、藤田委員 （欠席委員：宮本委員、神野委員） 事務局　：　波戸瀬福祉こども部長、星川健康長寿部長、松井福祉こども副部長 中田地域福祉課長、関島地域援護係長、池主任、吉崎主任 社協：土田事務局長 傍聴者　：　なし
事務局	**◆開会** ＜各委員が座席表のとおり着席していることを確認＞ 皆様、おはようございます。 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。 本日はお忙しい中、雨が降り出して、お足元も悪い中ではありますが、ご出席いただきましてありがとうございます。 私、事務局を担当しております、地域福祉課長でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 **◆委員及び事務局の紹介** 開会に先立ちまして、令和８年度より委嘱されました委員方をご紹介させていただきます。 お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立いただけたらと思います。 ＜順に名前を呼ぶ　　原委員、小牧委員、手塚委員＞ どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本日は　宮本委員から欠席のご連絡をいただいております。 続きまして令和８年度第１回目の委員会になりますので、事務局職員を紹介させていただきます。 ＜事務局の紹介＞ どうぞよろしくお願いいたします。 つづきまして、委員の皆様にご報告させていただきます。

事務局	本委員会は「宇治市地域福祉推進委員会の会議の公開に関する要項」に基づき公開とさせていただいております。 また、委員会終了後、発言者名は記載せずに会議録を作成いたしましてホームページにて公開させていただいております。 よろしくお願いいたします。 それでは次に、お手元にお配りいたしております資料の確認をさせていただきます。 本日使用する資料は、事前に送付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 【資料の説明】 １．次第 ２．資料１　　宇治市地域福祉推進委員会 委員名簿 ３．資料２　　宇治市地域福祉推進委員会設置規程 ４．資料３　　地域福祉計画　評価表 ５．資料４　　第３期宇治市地域福祉計画　地域福祉推進のプログラム ＜推進のめやす＞ ６．資料５　　第２期宇治市自殺対策計画　推進のめやす ７．資料６　　包括的支援体制構築事業 ＜不備がないことを確認＞ はい。ありがとうございます。 それでは、これより、会議の運営を委員長にお願いいたします。 委員長、どうぞよろしくお願いいたします。 **◆報告事項** **①地域福祉推進のめやすの進行管理について**
委員長	はい。それでは進行を務めさせていただきます。 次第に沿って進めていきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 本日報告事項が３つございます。 皆さんからご協力いただき、協議を重ねて作成いたしました 2 つの〈めやす〉、まず、〈地域福祉推進のめやす〉の進行管理状況について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それではご説明させていただきます。 ＜事務局より資料４を用いて説明＞ 簡単ではございますが、＜地域福祉推進のめやす＞についての説明は以上です。

委員長	はい。ありがとうございました。 それでは、この件につきまして、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。
委員	この第 3 期地域福祉計画＜地域福祉推進のプログラム＞をざっと読ませていただきました。先ほどの説明で、96%くらいが「★★★」で達成されているとなっており、一見すると順調に行っているように読み取れますが、一方で私は 3 つくらいの課題がまだあるのではないかと思っておりまして、それについて発言をさせていただきたいと思います。 まず一つ目が、前回の地域福祉推進委員会で申し上げましたけれども、学区福祉委員の登録者数が減少しているとか、民生児童委員の欠員が出ているとか、地域福祉の支え手の問題が継続していることが数字を見る限り分かります。支え手を今後どのように確保していくのかということについて、地域福祉推進委員も真剣に考えていく必要があると思います。 私のイメージとしては、プロジェクトチームを作って、「地域福祉の担い手をどのように発掘していけばよいのか」とか、「民生児童委員も現在地区代表制のようになっていると思うが、そもそもそのようなあり方でよいのか」なども含めて、プロジェクトでいろいろ議論して、具体策を考えていくべきではないかというのが私の意見です。 それから 2 つ目ですが、＜推進のめやす＞の中で、「★★」とか、「★」とかの事業を見ておりましたら、「地域介護・福祉空間整備費補助金」、「空き店舗活用支援事業」とか、「ひとり親家庭等福祉生活資金貸付金」とか、ほとんど利用がないです。数年全く利用がない事業もあります。正直言って、事業が知られていないから利用がないのか、それともミスマッチと言いますか、マッチングがうまくいっていないのか。多分、長期にわたって利用されていないということは、事業としてのニーズがないのではないかと考えざるを得ないと思います。 実際に事業として活用されないと意味がないので、宇治市の中でしっかりと議論していただきたいと思います。 3 つ目ですが、最近「ケアラー支援条例」が制定されました。 こういう制度により、ヤングケアラー含めて、ケアラーの支援が段々と手厚くされていくのではないかと思います。資料の＜推進のめやす＞を読んでみても、子どもや障害者、高齢者、ひとり親家庭、これまでから福祉の対象者として考えられてきた社会的弱者の方々に対する制度は結構手厚くなってきていると思います。もちろん現場での課題はありますが、その方々へのサポートも 例えば若者や就職氷河期世代の 40 代後半から 50 代の方のサポートの課題は、まだまだ多いと思っています。 今まで地域福祉の対象者として考えられてこなかった方に対するサポートを具体的にどのように制度化したり、どのようにしてサポート体制を作っていくのかという議論をそろそろ始めるべきではないかと思います。 私からの意見は以上 3 点です。よろしくお願いします。
委員長	はい。ありがとうございました。 何か事務局からございますか。 少し大きな問題が出ました。

委員長	これまでこの会議でもずっと議論されていますが、「地域の担い手」についてです。 この辺りは地域で四苦八苦されている委員などは、本当に担い手が高齢化しているという切実な思いがあろうかと思います。 それから 2 番目におっしゃったことは、活用されていない制度は整理しようということです。それから新しい課題について取り組む必要があるということです。受け止めてくだされればと思っているところです。
事務局	委員長もおっしゃっていただきましたとおり、支え手の問題については、福祉に限らず、すべての分野の共通の課題だと思います。 ＜推進のめやす＞に載せてあります、「学区福祉員会の登録者数」も、どんと下がっているわけではないですが、右肩下がりになっている状況です。 また、民生委員の数に関してですが、315 名の定数に対して、現在 304 名ということで、欠員が 11 名出ている状況です。全国的にみるともっと欠員が出ているところや、選考の仕方を少しずつ変えておられて、毎回新しい委員を公募されているところなど、いろいろな方法をとられて、頑張って定数を満たされているところもあるのは現状として聞いております。そういう方法が宇治市に当てはまるのかどうかということは考えていかなければならないところです。何かやることについては、かなりのマンパワーが必要だというのは避けて通れない、そこが一番重要だと思います。問題解決も AI などを使って答えが出てくることもありますが、人としての動きが重要だと思いますし、一番重要な課題だと思います。 ニーズが事業とマッチしていないのではないかということですが、事業的に利用がないからニーズがない部分と何かあった時のために、セーフティネットとしてそれを作っておかないといけない部分もあります。それを見極めて、新しい事業に変えていかないといけない部分については検討していくということになっていきます。 最後にケアラー条例についてです。今まで福祉の対象とされてこなかった方の支援というのがますます重要になるのではないかというご意見をいただきました。後ほど包括支援体制事業についての説明も少しさせていただきますが、いままで福祉の狭間におられた方に対する支援についての取り組みを始めていく事業もありますので、よろしくお願いします。
委員長	はい。ありがとうございました。
事務局	重複するところがありますが、自分の考えをお話しさせていただけたらと思います。 まず地域の担い手の問題です。 この後ご説明させていただきますが、今年から包括支援体制構築の取り組みを始めています。まだ始めたばかりですが。 この取り組みの一つが、「地域のつながりづくり」「担い手の発掘」という内容となっております。少子高齢化も進んでいますし、これまでならリタイアされている方がお仕事をされているということで、そもそも地域に人がいなくなっている、前よりは人が少なくなっているということがある中で、今までとは違う取り組みが必要ではないかと考えております。 まずは、学区福祉委員の数、民生児童委員の数をしっかり守っていくとともに、

事務局	新たな取り組みが必要ではないかと思います。 民生児童委員については、自治組織の民児協があって、欠員の解消に向けていろいろと話し合いが行われています。我々は事務局として地域福祉課が担っています。引き続き連携して欠員解消に取り組みたいと思います。 それからニーズのミスマッチの件です、令和 4 年度から 7 年度までの中期計画期間における評価指標をとってきたわけですが、令和 8 年度からは新たな評価指標で、どこを捉えて評価していくのかということも議論していく必要があると思います。ミスマッチがあるのかどうか分析をしっかりしながら、事業を評価していくのか、取り上げていくのか方法を考えていきたいと思います。 就職氷河期等の新たな課題もありますが、一律に就職氷河期という支援はありませんが、お困りの内容によって生活困窮や、ひきこもりの支援など。ひきこもり支援はほっこりすぺーす　あいにお願いして支援していただいております。その世代の方の具体的なお困りの内容に合わせた支援をしております。それから先ほどご説明させていただきました包括的支援体制で世帯丸ごとの支援の充実などができたらと考えております。こちらはこれからの取り組みということで何かの機会にご説明させていただきたいと思います。
委員長	ありがとうございました。 他に何か。
委員	ちょっといい話をさせていただきます。 いろいろな役をさせていただいています。 まずは、自分の町内会。最近「町内会がない」などの話をよく聞きますが、私の町内会は 90 軒ありますが、ほとんどの方が（町内会）に加入されています。抜ける方はほとんどいらっしゃいません。 地蔵盆では、以前は焼きそばなどを作っていましたが、コロナ禍以降それはしていません。和尚さんに拝みにきてもらって、簡単に終わる感じです。 昨年、町内会長をしているときに、町内の方、一人暮らしの方が、孤独死で亡くなられたりしました。男性でした。 また、昨日も一人亡くなられました。 90 軒はほとんど（町内会に）加入されています。（加入していないとは）ほぼ聞いていないです。「なぜだろう？すごいんじゃない？」と自負したいと思います。 民生児童委員もしています。民生児童委員の中で私は高齢の方です。私の娘が学校の育友会で一緒の役をやっていた方が何人も民生児童委員になられています。親子関係のような感じで増えていっています。だから、将来は大丈夫かなと思わせていただいています。私の娘も育友会で一緒にやっていたから、ちょっとつばをつけておこうかなと思っています。 学区福祉委員もさせていただいています。94 名委員がいます。もっと昔は 100 人を超えていました。何とか 94 人います。 最近、「福祉委員やっていいよ」と言われた方は、私と同い年くらいの方です。ずっと何年も前から声をかけていたのです。「手伝ってよ」と会った時に言っていました。「連絡しようと思っていた。福祉委員にならせて」と言ってくださいました。何故かというと、声をかけていたときには仕事をされていました。仕事を辞めたことから、「今度は福祉委員になってお手伝いさせて」と向こうから声をかけてくださいました。何年も前から、何回も声をかけていたから、それが実ったのかな

委員	と思います。 「今度 10 月にお弁当を作るから」と伝えたら、「ぜひぜひ手伝わせてください」と言ってくださいました。「ちょっと手伝ってよ」といろいろと声をかけています。 そういうことが、実を結ぶことがあるのかなと思っています。
委員長	はい。ありがとうございました。 元気が出る話でした。 エビデンスとして、資料３の 2 ページ目に、今話がありました学区福祉委員数が、2021 年（令和 3 年）には、1,242 人おられたのが、たった 4 年間で 987 人に減っているということです。生活の場で、きめ細かいサポートされている人たちの担い手が 20%も減っているということについてはしっかりと見ていく必要があると思います。 それから（資料３）の 4 ページ目に、「学習支援事業」が挙がっております。単に学習支援に限らず、総合的な相談もインフォーマルに受けつつ、子どもを支えていく非常に重要な活動です。 事務局長、そのことについて、皆さんに共有しておくようなことはありませんか。 頑張っていただいていると思いますが、週 2 回くらいされているのでしょうか。
事務局	宇治市社会福祉協議会では、宇治市からの委託を受けて、学習支援事業「うじぴょんの学び舎」を実施しております。中学生を対象とした取り組みです。 もちろん中学生からの相談、なかなか心を開く子ばかりではありませんので、大学生のボランティア等に心を開いたときに聞いたりということもあります。 また保護者の方からの相談にも対応しております。やはり思春期の中学生を対象としていることもあって、親御さんも悩んでおられる方もいらっしゃいます。学習支援での子どもの様子をお伝えすると、家庭や学校では見たことのないことがあると気付いていただくこともあります。
委員長	ありがとうございました。 周知については、中学校を通してということになると思います。 実は昨日、宇治の児童相談所の所長とご一緒していたのですが、ご存じのように、児童虐待の事例が非常に多くなっています。その中で、子ども本人が訴えてくる事例が増えてきていると所長がおっしゃっていました。 例えば面前 DV、子どもの前で夫婦喧嘩をするのも児童虐待であるということがしっかり認められているわけです。そういうことについて、小学校、中学校で教えておられるのではないかと思います。 こういう大事な活動について、もっと周知をしていけたらよいと思います。 地域が壊れていっていることにつきまして、事務局は何か把握されていることはありますか。
事務局	町内会・自治会の加入率の集計の仕方がいろいろありますので、完全に正しい数字ということではないですが、令和 6 年度末の全世帯分の加入世帯で、確認している数字は「53.7%」です。町内会・自治会がないところもありますので、町内会・自治会があるところの加入率になるともう少し上がるのではないかと思いますが。

委員長	6割を切っているということで、これはおそらくどんどん進んでいくでしょう。それから、課長もおっしゃたように地域差があります。地域についてはいろいろとハレーションもありますので、どこそこはどうということは言えませんが。どこの自治会も古くからの地の方がいらっしゃるところは割と（自治会に）加入されていて、新しいところでは「なぜ入らないといけないのか」「どんなメリットあるのか」ということが出てきているということです。 他に＜地域福祉推進のめやす＞の進捗についてのご質問はありますか。
委員	評価表と＜推進のめやす＞を見ていて一番気になったことが、（資料３「評価表」1ページ目の）「各種人権啓発事業参加者数」が令和4年から数値が増加して、「これから進めていくよ」という把握をしているのですが、令和6年と令和7年を取り出してみてみると、令和6年度には「2,804人」参加されていたのに、令和7年度には「2,494人」に下がっています。 私は人権侵害を受けやすい身体障害者を10年くらいやっています。見える障害についての啓発はだいぶ進んでいるように思えるのですが、やはり「あの人は体が悪いので出ないということでいいよね」と勝手に決められたりします。 資料３（1ページの）1番上にある「各種人権啓発事業参加者数」が令和7年度で2,500人弱で、達成率が「50%」というのは、回数が少ないのか。（資料４＜推進のめやす＞の）本編の1ページの上の（「人権啓発事業」の評価）は「おおむね計画どおり実施することができた」とあるので、おそらく回数は適正に実施されているけれども、参加人数が少ないので、広報周知するようにと読み取っているのですが、それでよいかどうか教えていただきたいと思います。 あと一つあります。 例えば「見えない障害」というのがあります。私どもの協会でいうと「ろうあ協会」が特にそうです。 難聴の方なら補聴器で分かります。ろうあ協会の方なら、普通に道を歩いていたら、分からない。 でも、合理化で駅が無人化したら、話せないのでインターホンを使って、トラブルが起きたときに、トラブルの対処をお願いすることができないと言っておられます。そういった方がおられるという周知、啓発に努めていただきたいと思います。 それから、私は脳梗塞で、脳卒中だったのですが、私の関連であると令和7年度に「高次脳機能障害者支援法」が成立しています。ここで麻痺がなくて、見た目が普通だけれども、例えば注意障害があるなどの高次脳機能障害についての啓発をしていただけたら嬉しいという希望を申し添えて私の発言は終わります。
委員長	はい。ありがとうございました。 2点について事務局よりお願いします。
事務局	（「人権啓発事業」の）参加者数の件で、一つ一つの講座の人数をおさえているわけではないのですが、「（令和7年度の）目標値」の「4,960（人）」に対しては、かなり低い数字になっています。全体の説明でもありましたが、第6次総合計画の中期計画を策定する際に目標値を定めております。この事業につきましても、令和2年度の現状値が「4,134（人）」でした。そこからの目標値で、上がっていくことを想定して「（令和7年度の目標値が）4,960（人）」になります。

事務局	ただし、コロナウィルス感染拡大時は、講座そのものの定員を減らしたりした関係がありまして、基準値になる令和3年度で「1,168（人）」になっています。目標値とはかけはなれたということが一つあります。 それからコロナ禍での制限がなくなっていき、少しずつ定員も増やしていって、令和4年度、5年度、6年度までは少しずつ増えてきた状況があります。令和7年度は、考慮しながら同じような形で講座の開催をさせていただいていますが、結果として参加人数が集まらず、数字が下がったということを聞いております。 概ね事業としては計画どおり実施しているが、数字として下がっているということです。数値は下がったものの、事業は計画通り実施しているので評価は「★★★」ということで人権啓発課から聞いております。 より一層啓発していかなければならないということで、人権啓発課から聞いております。よろしくお願いいたします。
委員長	回数は実施しているが、参加者が減っているということですね。
事務局	見えない障害の方への啓発についてご意見をいただきました。 例えばヘルプカードで、何かあったときに利用される方もいらっしゃいますが、そもそもそのヘルプカードについて知っていただくことも大事ですし、そういうお困りがあることを多くの方に知っていただくことがとても重要なことだと思います。 高次脳機能障害の話がありましたが、高次脳機能障害の方がどういうお困りがあるかも含めて、特性や症状を知っていただくことも必要だと思っております。こちらは、障害福祉課の取り組みと連携していく必要があると思いますので、私は障害福祉課も所管していますので、いただいた意見を共有させていただいて、取り組みに活かせていけたらと思います。
委員長	はい。ありがとうございました。 他にありますか？
委員	先ほどの説明であったのですが、資料4の25ページの「空き店舗活用支援事業」です。実績が令和4年から令和7年までずっと0件で、私は去年の年末に御蔵山商店街で開業したのですが、そのときに商店街の空き店舗になる店舗を使って開業をしました。9月に初めてこちらに来させてもらって、この支援制度があるのを知って、すごくいいなと思いましたが、そもそも空き店舗の定義が結構あるのと、商店街で（事業を）始める人はおそらくスモールビジネスで始める人が多い中、結構融資を受けないといけないとか、プレゼンテーションが結構重要とか。額はたくさん貰えるが審査が厳しいのと、開業するまでのバタバタする時期にそんなことが出来ないというのが正直あって、結構難しいという所感があります。 ここでお話ししても仕方がないかもしれませんが、令和4年からずっと0件で、要件を少し見直していただいたり、もう少し始める前に一貫してサポートを受けられる相談できる窓口が分かりやすくあると利用しやすいのではと思います。 これは別件ですが、商店街でお店をしていて思うのが、商店街のお店は閉まっているのですが、まだ上に住まれている方が結構いらっしゃって、店舗を貸し出せないという状況があるようです。高齢化でどんどんお店を辞められていくばかりで、新しく事業を始めようと思っても場所がない、空いてない状態です。住んでおられ

委員	たら「出ていってください」というわけにはいかないのですが、街の一番いい場所にある商店街ですし、人が集まりやすいところではあると思うので、イベントとかお店の整理を手伝うとか、そういうことができたらいいのになという意見です。お願いします。
委員長	どうもありがとうございます。 事務局ともこの事業の「★（ひとつ星)」はチェックしていたのですが。 参考になるご意見をいただきました。 ぜひまた活かしてくださいませ。
事務局	ありがとうございます。産業振興課もいろいろなメニューを作っている中で、その一つとして実施されています。 敷居が高かったり、一番忙しいときに（手続きが煩雑だ）と体感されているとご意見をいただきましたので、担当課である産業振興課へ共有させていただきまして、何かできることについては検討していくべきだと思いますので、よろしくお願いします。
委員	先ほどの質問の「空き店舗活用支援事業」については、多少私どもも関わっておりますので、商工会議所としても産業振興課と話をさせていただいて、使いやすい制度にしていく努力をしますので、またよろしくお願いします。 質問ですが、(評価の星が)「★★★」のもの、「★★」のもの、「★」のものがあるということですが、資料4の27ページ、31ページもそうですが、(27ページの)「具体的な取り組み」の21には、「具体的な取り組み」の実施内容がありません。実施していて、(実績が）ゼロというのは何かしら理由があると思うのですが、取り組みのお題目があるのに、取り組みが実施できていないという部分は、今後何か取り組める予定はあるのかということが一つ目の質問です。 2つ目の質問ですが、評価についてです。資料4の表紙の裏に「＜推進のめやす＞本編」の「（3）評価指標」のところの「★★★」「★★」「★」ということで、「★★★」は「実施できました」、「★」は「実施できませんでした」ということで、「★★」は「一部実施できませんでした」とあります。私の所感としては、7割くらい実施できていて、3割くらい実施できていないというところだと思いますが、その下に（「地域福祉推進事業」の）例がありますが、(実績で)、「地域福祉推進委員会開催回数」は（年2回）実施してもらっていますが、「出前講座実施回数」は「0回」になっています。なのに評価が「★★★」となっています。これだけを見ると本当に「★★★」なのかという感じです。ただ文章の中では、いろいろなことをしました」ということが書かれています。例えばこれを数値化して実績の中に何かしら入れて、それを見て「★★★」にできないかなとか。「★★★」が「★★」に変わるのかな、とか。その辺りは判断していただけたらと思います。 同じようなことで（資料4の）7ページのところで、「地域介護・福祉空間整備費補助金」は令和7年度（の実績）は、「0（ゼロ)」ということで、(評価は)「★」になっているのですが。 （資料4の）45ページの真ん中の「ひとり親家庭等福祉生活資金貸付金」のところですが、評価が「★★」になっています。この評価の違いというのは何なのかなと。「★★」として「何か実施しています」ということであれば分かります。この事業の場合は、(実績が)「0」なので出来ていないので、評価が「★」になるはずな

委員	のに、「★★」になっているということは、例えば別に実施していて、評価が「★★」になっているのかなと思います。ですから実績の数値の中に、（別に実施している事業を指して）それを入れるか、「成果・実績」のところに言葉で補充しないと、評価にばらつきがあるように感じます。 その辺りについてお聞きしたいと思います。
委員長	確かに、真っ白は格好悪いですよね。 委員からのご質問の件、事務局いかがでしょうか。
事務局	事業が白紙になっているところについてですが、こちらにつきましては、策定のときにこういったことを具体的な取り組みとしてやっていくのがよいのではないかということで考えさせていただきました。 そのときに当てはまる事業がなかったというのが現状です。 その後各課で事業を実施しているのですが、事業設定をしていなかった部分については、そのまま白紙で来てしまっているところです。 続きまして、評価のばらつきについてですが、各課で実施している事業についてまとめ、評価しているものです。評価は各課での評価になります。「30%（実施している）なら評価はこうだ」というようなきっちりとした数字での評価をしているのであれば、評価にばらつきは出てこないと思うのですが、地域福祉として事業の達成度を評価としてみていくということにさせていただいておりますので、各課によってばらつきがでているのは事実です。 （委員から）言っていただいた 45 ページの「ひとり親家庭等福祉生活資金貸付金」事業でいうと、評価が「★★」になっているが貸付件数は「0」じゃないか、ということですが、この事業は緊急で貸付が必要な方に対しての貸付の制度になります。担当課に聞き取ったところ、実績は「0」ですが、緊急時にすぐに対応できるように制度を継続する必要がある、制度を持っているということが必要ということで評価を「★★」にしたということでした。 貸付件数での（評価であれば）「★」になるように感じますが、制度を作って、いつでも利用できるという土台を作っておくということで「★★」と評価したということを聞いており、地域福祉課としてもその評価でいくということで考えました。 まとめている中で、疑義が出ているものにつきましては、調整させていただき、内容を確認して最終的な評価をさせていただきたいと思います。 今もばらつきが出ている部分もあります。こういった部分についても次の令和 8 年度を評価していくにあたって、整合性について検討していかなければならない案件かと思います。よろしくお願いいたします。
委員長	空白の箇所は、「計画着手できていません」などを書いておいたほうがよいかもしれません。 （現在実施しているのは）＜「実施」のめやす＞ですので、目的に合わせて、どういう効果があったのかという、「効果」の評価が出来たら本当は一番よいのですが、なかなか大変です。 そういったことも、推進委員会で取り組めたらよいと思います。
委員	お伺いしたいことがあります。

委員	資料４の＜推進のめやす＞の 42 ページ「地域つながり活動支援事業補助金の実施」というところで、「事業概要」を見ると、先ほどから議論されているきわめて重要な目的をもった取り組みだと思います。 （実績を）見ると令和４年から少しずつ助成団体数が増えています。どういった団体が増えてきているのか、その中から新しい団体、動き、芽生えなどを感じられるようなところがあれば教えていただきたいというのが１点目です。 それから２点目が、（資料４）の 44 ページ「地域包括ケア会議、小地域包括ケア会議等、各種協議会への参画」のところで、（実績で）「小地域ケア会議への参加回数」、「自立支援型ケア会議への参加回数」の数字が入っていますが、これは地域包括支援センターがされているケア会議なのか、包括的支援体制整理事業、国がいう３段階の地域設定をされているものなのかということを確認したいです。 それと宇治市全域を対象とした相談支援の包括的ケア会議みたいなものがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。
委員長	２点について事務局からお願いいたします。
事務局	１点目の「地域つながり活動支援事業補助金の実施」ですが、この事業は地域福祉課が担当で、補助金の事業です。 実際の事業の運営は宇治市社会福祉協議会に補助金を交付し、宇治市社会福祉協議会から団体へ助成しています。 最近徐々に上がって増えてきているのは、例えばこども食堂です。他にも補助を受けておられるところもありますが、宇治市社会福祉協議会で実施している事業と合致する部分がでてきているので、そういったところが増えてきているのではないかと思います。 こどもに対する事業は、こども食堂だけでなく、イベントを実施している団体もあります。こどもの貧困など、ボランティア活動を通じて、子どもに参加してもらって見ていただいているということが増えてきていると思います。
事務局	先ほど「地域つながり活動支援事業補助金」について話がありました。これは宇治市の補助事業でありますが、宇治市社会福祉協議会で補助の手続きをさせていただいております。 大まかなことは言っていただいたのですが、特出したところで言いますと、不登校、行き渋りのお子さんたちの親御さんが中心となって集われる会からの相談があったり、アルコール依存症の断酒会、家族会で、家族を救うために相談会をするために助成を活用されています。 当事者団体もありますし、ボランティアグループもありますが、地域福祉の担い手というところから言いますと、かなりニッチな相談対応をこの事業を使ってされているということです。
事務局	地域包括ケアの関係でご質問をいただきました。 （＜推進のめやす＞を指して）この中の小地域包括ケア会議とか、自立支援ケア会議とか記載されていますが、私が詳しい違いが上手に説明できないのですが。 地域包括支援センターではいろいろなケースがあります。それらを専門職が寄って、解決策等を検討しているというものだと認識しています。 宇治市では地域包括支援センターが８圏域あります。８圏域の地域包括支援セン

事務局	ターと宇治市が、審議会で運営協議会を設けております。その場でも、地域包括支援センターの運営状況を確認して、いろいろな意見もいただいているところです。 話がずれますが、宇治市では令和８年度から市民協働コーディネーターというものを配置しています。これは総務・市民協働部の所管になりますが、東宇治に１名、西宇治１名、合計２名を配置しております。地域の問題を解決するということでいろいろな相談にのっていただくようなものです。市民協働コーディネーターは、地域包括支援センターとも連携していきたいということで整理しております。従来からの福祉で配置しております生活支援コーディネーターともしっかり連携して今後やっていきたいと考えております。
委員長	はい。ありがとうございました。
委員	市民協働コーディネーターの所管はどこでしたか？
事務局	市民協働コーディネーターの所管は、総務・市民協働部市民協働推進課です。
委員長	自治会などを担当している課ですよね。 時間の都合がありますので、まだまだご発言したい方がおられると思いますが、事務局へメモの形でもお伝えいただくということでお願いしたいと思います。 **②自殺対策計画推進のめやすの進行管理について** もう一つのめやすの進捗についてです。 これにつきまして、事務局よりご説明いただきますようお願いいたします。
事務局	それでは、自殺対策計画推進のめやすについて説明させていただきます。 資料５をご覧ください。 ＜事務局より資料５を用いて説明＞ 簡単ではございますが、自殺対策計画推進のめやすについての説明は以上となります。
委員長	はい。ありがとうございました。 委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。
委員	自殺対策については、この委員会でも大分いろいろとこれまでから議論をしてきましたし、宇治市としては目標として宇治市内の自殺をゼロにするという、ある程度壮大な、実際のところはなかなか厳しいのが現実だと思いますが、ともかくゼロにするために、行政と市民が一丸となりやっていくんだという考えで取り組んできていると思います。 ただ実際の問題として、自殺を完全に予防するといいますか、自殺に至るまでの間に様々な人が具体的に関わるという仕組みをどのように作るのかというのは、も

委員	のすごく難しい話でありまして、私も自殺に関するいろいろな団体と話をしますが、正直言って、雲をつかむようなところがあります。「自殺したい」という人が、自殺に至るまでのプロセスをどうやって把握するのかというのは、実際問題として、特に行政の方々から見れば極めて難しい状況だと思います。 私が確認したいのは、令和7年の自殺された方の数字はどの程度なのか。自殺された方の原因は、これまでから聞いてきた内容と違うところはあるのか。例えば若い人が増えているとか、女性が増えているとか。特徴的なことがこれまでに比べてあるのかないのか、それを確認したいと思います。
委員長	はい。ありがとうございます。 それでは統計数値と要因分析を簡潔にお願いします。
事務局	まず宇治市におきまして、令和7年の自殺者数は27名でした。令和6年も27名で、令和5年は少し多かったのですが、ここ数年は同じような人数です。 一方、国の数字ですが、令和7年が19,024人です。令和6年が20,117人ということで、国全体でいえば、1,000人程度減少していますが、宇治市では同数になっています。母数が少ないことがあるかもしれませんが。 年齢など特徴的なところをみていきましたが、宇治市においては、「これが特徴的なところだ」という部分はございませんでした。 昨年と比べると、20代より若い方の自殺者が出てきているということはありました。これは令和5年、令和4年と比べ、特徴的なところがあるかというと、宇治市の数字でいうと、そこまでの特徴ではないと思われます。 国全体で言いますと、1,000人程度減っているのですが、各年代で数字をとらえていますが、全体的に（自殺者数の年齢が）下がっています。20歳未満という部分を見ると、そこだけ796人から827人で30人程度若年層の数字が上がっています。 以上です。
委員長	はい。ありがとうございます。 委員がおっしゃったように、要因分析は非常に複雑で難しいです。 事務局がおっしゃるように、30,000人以下になったのが、20,000人台くらいになって、極端に減っていっている。これはなぜかというのは、学者が好きなことを言っています。 ただ、その中で（若年層は）統計上、最高になっています。子どもそのものの母数は減っているのにも関わらず、課長の説明どおり、20歳未満の人への生きづらさへの対応が極めて重要だと思います。 ありがとうございました。 他はいかがでしょうか。
委員	先ほどの地域福祉計画と被ってしまうので、どちらで話をしようと思っていたのですが。 災害時のことでお聞きしたいことがあります。 私だけが知らないのかもしれませんが、資料５の50ページの宇治市防災計画と資料４の６ページの「防災出前講座」を含めての話です。 先ほどの話でいうと、防災に対する意識がすごく上がってきているように感じま

委員	す。（資料の）文章だけをみているだけでは私は分からなかったのですが、災害時のボランティアと宇治市の危機管理室が動いているということはよく分かるのですが、指示系統を文章ではなく、図にしたようなものがあればよいのではないかと思いました。 宇治市の防災計画の中で自殺のことも言及されている部分だろうと思います。毎日のように大雨や地震が起きていることを耳にすると、どこの団体、どの年齢の方に関係なく防災は出てくる。それを図形式で、どこがトップで指令を出して、ボランティアはどこまでするのか、地域の人はどのように動くのかというのが簡単に分かるような図が配られると、動きやすいと感じました。 それは私が京都市で働いていたときに、鴨川が氾濫した時に、地域包括センターと市役所が全面に動いて、市民に訴えけるように、段ボールでのベッドのつくり方や逃げ方であったり、どこに避難するのかなど、外国人の方も観光で来られることもあるので、そういう人がどこに避難すれば受け入れてもらえるのか、ということが明確化されて、すごく動きやすかったということがあります。 誰にでも、目で見て分かりやすい内容のものをつけていただけるとよいと思います。
委員長	はい。ありがとうございました。 先ほどわたくしがフライングしたところになりますが、大事なご指摘をしていただきました。 普通の市民という言い方は悪いのですが、地域で暮らしておられる方に、しっかり情報が届いているかということですね。 障害のある方、ご高齢の方に分かりやすく届いているか。あるいは、キャッチーボールができるかどうかです。 事務局、何かございますか。
事務局	熊本地震をはじめ、様々なところで地震、水害等が起こっておりますので、防災計画にについても毎日見聞きします。 宇治市では、地域防災計画をホームページでも公開しておりますので、関心のある方はぜひとも参考にしていただきたいと思います。 防災計画にツールのような、名前を忘れましたが、手引きのようなものがありまして、ハザードマップ等の記載もしておりまして、そちらもぜひとも参考にしていただきたいと思います。 前段申し上げました地域防災計画の中では、避難誘導計画なども中に記載しておりますし、特に配慮を要する方についても記載しております。配慮を要する方については、事前に危機管理室にご登録いただいて、地域の方にも助けもいただきながら避難していただくような仕組みもあります。危機管理課で所管しています。 特に市民の方が避難いただくのは避難所になります。福祉避難所等の位置づけもさせていただいております。地域防災計画の中に避難所がどこにあるかも記載しておりますので、ご確認いただけたらと思います。よろしくお願いします。
委員長	ありがとうございました。 ひとりひとりの命を大切にするという大きな活動について、地域でのつながりが一番重要ですので、皆様方としっかり取り組んでいきたいと思います。

委員長	家族や個人を問題にする関わりやアプローチを、英語でパーソナルモデルと言ったりします。 個人の問題である、その家族の問題である、その家族の中の誰それが問題であるというということでなくて、ソーシャルモデル、ライフモデルと言われるのは、関係の中での家族であり、関係の中での個人であるというその見方をきちんと、つながりの中で捉えていこう、どんな強く見える人でも立場や社会関係の中で弱い部分がたくさん出てきますし、どんなに弱く見える人でも立場によってすばらしいものを発揮されます。 この自殺の問題ついてもいのちを大切にするという、基本中の基本ですので、皆様のお力をいただき、より良いものに進めていきたいと思います。 ありがとうございました。 これにつきましてもご意見があれば、よろしくお願いいたします。 **③包括的支援体制構築事業について** 3つ目の議題ですが、包括的支援体制構築事業につきまして、事務局から説明をお願いします
事務局	それでは、「包括的支援体制構築事業」について説明いたします。資料6をご覧ください。 ＜事務局より資料6に沿って説明＞ 以上、簡単ではございますが、「包括的支援体制構築事業」についての説明となります。
委員長	ご質問はございますか。
委員	包括的支援体制整備については、私も非常に関心を持っていまして、前の委員会でも申し上げていたと思いますが、宇治市全体で作るというよりは、個々の地域、私の考えいうと、中学校区くらいでこういったものがあれば非常によいのではないかと思います。 そのためには、場所や予算が必要になってくるわけですが、できたら中学校区単位で包括的な支援体制を連携会議みたいなものを作っていただけるとありがたいと要望とさせていただきます。
委員長	具体的な要望でした。 また事務局で受け止めてくださいませ。
委員	包括的支援体制整備の中での全市的な会議体だと思うのですが、資料を見たときに、「関係機関（相談機関）」のところに、「社会福祉協議会、障害者生活支援センター、地域包括支援センター」がありますが、ぱっと感じるのは、「こども家庭センター」がなぜ入っていないのかということです。

委員	こども家庭庁が出来て、もしかすると整備中なのかと思うのですが、絶対必要なことだと思いますので、そのあたりことで事情が分かれば教えていただければと思います。
事務局	まず、委員からのご提案についてですが、連携会議の講師の先生と、全市的な支援体制というよりは、地域ごとに支援体制を作っていく、あまり大きすぎるとできないという、そういった仕組みづくりが必要だというご案内がありました。 ただ、会議自体は市全体でやっていますが、これをどう発展させていくかということが大事だと思っておりますので、委員の皆さんからのご意見を踏まえながら考えていきたいと思います。 それから、こども家庭センターについてですが、言葉足らずで申し訳なかったのですが、宇治市では令和 6 年度にセンター自体は開設しています。このセンターが、宇治市の職員で構成されていて、こども福祉課、保育支援課、保健推進課のそれぞれの職員が、センターの職員を兼務しているという形をとっておりますので、資料にはこども家庭センターというネーミングは入っていませんが、構成員はこの会議に参加しているという状況ですので、補足をさせていただきます。 包括的支援体制は、生活困窮、こども福祉、障害福祉、高齢福祉の主に 4 つの分野に横串を刺して、丸ごと支援していこうという取り組みです。それに加えて団体に入っていただいているという状況です。
委員長	はい。ありがとうございました。
委員	包括的支援体制の事業が始まったことにすごく期待しています。 地域福祉課から委託を受けて、ひきこもり相談をしたり、居場所活動、ひきこもり支援のネットワーク作りや市民講演会などの事業を携わらせていただいております。 ひきこもり相談の会議が複雑化していまして、特に 8050 問題といわれる内容がすごく難しい支援になっています。 いろいろな会議で、50 代のひきこもりの方の家族が生活困窮であったり、80 代の介護問題、長期にわたってひきこもっておられる場合に精神疾患があったり、障害福祉のサービスが利用できていればよいのですが、そこにつながっていないとか、就労に向けてのスモールステップであるとか、相談だけでは解決できない内容がありまして、いろいろな課と今までもそれぞれのケースで連携しておりましたが、やはり総合的に支援を考える、包括的、重層的な支援が一本立ち上がろうとしているということで、大切な事業だと思っています。 ほっこりスペース　あいも、先日行われた最初の会議に参加させていただきました。60 人のすごいたくさんの方が参加されているということで関心も高いと思うし、皆さんが多岐にわたる背景のことも、解決に向けて取り組み始めているのだなという熱心さや関心の高さを感じています。 今まで個人情報の共有の難しさがあったのですが、そういう事もいろいろルールが整理されれば、支援の中で連携が強くなって、解決に向けて取り組みができるとのかなと思っております。
委員長	はい。ありがとうございます。 こういう形で取り組んでいくということですので、しっかり見ていきたいと思い

委員長	ます。 この事業は、国が始めたのは5年前のことで、包括的、すべてをひっくるめてということですが、3つの柱があって、孤立しがちな人の相談支援、社会参加しにくい人の参加支援、地域づくり支援の3つを一体的に進めるというのが、包括的に、ひっくるめてという言葉の意味です。 かつ、政府は共に生きる社会を定義しまして、「生きがいを共につくり合う」という高尚なことを言っております。地域福祉の根幹は皆さま方が肌で感じておられるように、愚痴を言い合える地域、世間話をし合える地域というのが、一番の基盤だと思います。 住民がわが事として、支援体制の総合的な推進を進めるということからしますと、委員がご指摘されたように、住民が関わる仕組みが不可欠だと思います。 こういう形でスタートするということですので、よろしくお願いします。
委員	7月6日に行われた連携会議をとても興味深く思っています。 そして今後年度内1～2回開催されるということですが、参加を希望した場合、どのように参加できるのかお聞きしたいです。
事務局	この会議自体は、高齢であれば地域包括支援センター、障害であれば障害者相談支援センターの方と宇治市、宇治市社会福祉協議会など関係機関の連携機関を深めるとともに、具体的な支援ケースが出てきた場合に、関係者が集まって支援、方策を定めていくという性質の会議になっておりまして、限られたメンバーでさせていただいているのが現状です。現状としてはそういう会議だと考えていただければと思います。
	その他
委員長	それでは、その他ということで事務局よりいかがでしょうか。
事務局	その他ということで、閉会という形で、本日の議題はすべて終了となりますので、少し挨拶をさせていただきたいと思います。 本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、また様々な立場から忌憚のないご意見いただきまして誠にありがとうございます。 皆さんからご意見いただけることが地域福祉行政の推進に役立てていけるものだと思っておりますので、引き続き我々も頑張っていきたいと思っております。 本日評価の見直しのこと、包括的支援体制の件、自殺対策のこと、様々なご意見をいただきました。 特に評価の見直しの件につきましては、地域福祉計画の評価期間の一つの区切りの年となります。来年度に向けて、さまざまなご意見をいただきましたので、そちらについては、また検討させていただきたいと思います。 包括的支援体制のことについては、たくさんのご意見をいただき、期待の大きい事業だと思います。できる限り期待に応えられるように、事業を発展させていきたいと考えておりますので、そちらもご支援をよろしくお願いいたします。 引き続き皆さまからのご支援、ご協力をお願いいたしまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局	それから申し遅れましたが、第2回の推進委員会は、年明け2月頃を予定しております。日が決まりましたら、またご案内させていただきますのでよろしくお願いします。 本日は本当にありがとうございました。 （終了）